

## 会議の概要

会議の名称	令和7年度 第1回 あま市人権施策推進協議会
開催日時	令和7年6月27日(金) 午前10時から午前11時45分まで
開催場所	あま市役所 2階C会議室
議題	1 会長選任に及び職務代理者の指名 2 あま市人権尊重のまちづくり行動計画令和6年度事業実績・ 令和7年度実施計画について 3 その他
会議資料	資料1 あま市人権施策推進審議会規則 資料2 あま市人権施策審議会委員名簿 資料3 あま市人権尊重まちづくり行動計画令和6年度事業実績・ 令和7年度実施計画 資料4 あま市人権に関する市民意識調査
公開・非公開の別 (非公開の場合は その理由)	公開
出席委員	加藤 美由紀 近藤 哲夫 鈴木 正夫 鈴村 加奈枝 竹内 元子 服部 光雄 横井 公雅 吉川 朝博 吉田 憲司
欠席委員	なし
事務局	市民生活部長 上村 隆宏 人権推進課長 飯尾 新也 主幹 堀田久美子 課長補佐 飯田 裕子 係長 加藤 昌也  <資料3の事前質問に関する説明> 子ども福祉課長 水野 恭伸 学校教育課長 杉藤 真康

議題（1） 会長の選任及び職務代理者の指名	
事務局	事務局で選任させていただきたい
委員	(異議なしの声)
事務局	会長を、鈴木委員にお願いしたい
委員	(異議なしの声)
会長あいさつ (要旨)	人の道や人権の大切さを実感するようになり、あま市の人権尊重のまちづくり条例の理念を1人でも多くの市民に知ってもらいたい。また、先日の報道に学校の先生による盗撮という子どもの置かれている現状しかりファミリーシップ宣誓制度の導入等地域のことをしっかりと心に念じて進めてまいりたいと思いますのでご協力いただきたい。
会長	職務代理者を指名させていただきたい
委員	(異議なしの声、拍手)
会長	服部委員にお願いしたい。
職務代理あいさつ (要旨)	自分が弱者の立場に立つようになり、弱者の気持ちがよくわかるようになった。一生懸命学習し、会長と協力して務めていきたい。
議題（2） あま市人権尊重のまちづくり行動計画令和6年度事業実績・令和7年度実施計画について	
事務局	(資料に沿って説明) (事前質問に対する回答)
委員	各施策評価方法について、各施策の取り組み内容によって客観的に評価をしやすいものとそうでないものがあるようだ。助言や援助、連携や理解を深めるなどは評価の視点(支援者側か支援を受ける側か)と評価の基準はどのようなものか。
人権推進課	施策が計画通り実施されているか、必要な支援が適切に提供されているかを設定された目標がどの程度達成されているかを確認している。各課において、それぞれの施策や事業の特性を考慮した視点(支援者側)から評価を行い、施策の多様性や異なる目標に対して対応できる柔軟な評価をしている。
委員	人権講演会の演題、講師選定の手順について
人権推進課	人権講演会については、テーマや目的に沿った形で講師を選定している。計画にある女性、高齢者、子ども、部落差別問題などの人権問題に視点を当て、各分野における知識、経験豊富な専門家、研究者を候補とし、その専門性や過去の実績評価などで検討する。また、候補者が講演会のテーマにどれだけ適してか考え、課内で検討し決定する。

委員	ファミリーシップ宣誓制度の宣誓状況について
人権推進課	制度導入後、和7年1月から3月までは2件の宣誓があった。令和7年4月以降は1件の宣誓があった。
委員	放課後児童クラブの予算が大幅に増額した理由と具体的な内容について 担当者の供給について、子どもに対して適切な配置がされているかについて
子ども福祉課長	1点目、主な理由として会計年度任用職員の給与改定に伴う影響額が約2,000万円増加、長期休暇期間の開所時間拡大に伴う、(新たに春休みの期間を開所)人材派遣数の増加で約1,000万円増額し、夏休みの利用者増に対応するため、新たに2か所、新規クラブ開設と改修費用で約2,500万円増額となっている。放課後児童クラブの需要増加に伴い、予算と支援クラブ数を大幅に増加させて対応をしている。条例では、32の支援数だが、実際の開設は29となる。利用状況については、隔たりがある。 2点目、支援員の高齢化等雇用が回らない状況があり、厳しい運営状況にある。各児童クラブをやりくりしながら配置基準を守り運営しているのが現状である。ただし、夏休みなどの長期学校休業期間の人手が足らない場合、人材派遣や民間委託という手法を用いながら運用している。また、子どもたちの状況に応じた適切な対応を行うため加配職員を配置している。また、指導クラブの支援員に対し、研修を年2回開催している。あと情報交換をする場を月1回程度設け、支援員の質の向上を図っている。
委員	本市の不登校状況について 不登校児童生徒への対応策について
学校教育課長	本市の不登校の状況については、小学校中学校ともに、令和2年度以降増加傾向にあり、愛知県や全国平均よりも高くなっている状況にある。その対応策とし、教育相談センター「ビリーブ」をはじめ、不登校の子どもを支援するため、家庭学校公共機関などの関係機関と連携において、令和6年度から各中学校区に対して、スクールソーシャルワーカーを配置している。また、学校には行けるが教室に入ることができないなどの問題を抱える児童生徒の居場所づくりとして、校内教育支援室を昨年、七宝中学校に「Iルーム」として設置した。 この七宝中学校においては不登校傾向のあった生徒が継続的に校内教育支援室を利用し、改善傾向が見られていると報告を受けてい

	<p>る。</p> <p>また、今年度、美和中学校と七宝北中学校に支援員を配置するなど対策を拡充させている。</p>
委員	職場体験の依頼方法、生徒の反応、職場の意見等について
学校教育課	<p>対象の学年は、中学校2年生となる。職場への依頼は、各中学校が複数の業種の事業所に受け入れ可能かを打診している。可能であるとご対応いただいた業種の中から、生徒に体験をしたい業種の希望をとり、事業者に受け入れの依頼をしている。生徒の反応は、「親の大変さを実感し、感謝の言葉を伝えたい」や「体験前はあまり意識していなかった職業が自分の将来の選択肢に入った」などの意見、事業所からは「中学生が働く意欲を育て、働くことの大切さを学ぶのに有効であった」とのご意見をいただいている。</p>
委員	<p>先ほどの、放課後児童クラブの人材派遣と民間委託について 教員免許や保育士のある支援員とそうでない支援員があると思うが、障がい者への対応に準備ができていない部分はないのか。</p>
子ども福祉課	<p>まず派遣は、人材派遣会社が基本となる。こちらでお子さんと関わる方ということで、契約している。放課後児童クラブは、基本的に1つの支援、いわゆる教室に1人あたり2人の支援員を配置し、そのうち1人は支援員資格を必要とする。それが、保育士免許、教員免許がある方で、さらに支援員資格というものを取っていただく必要がある。そういう方を必ず1人とその他、支援補助員で対応できる。人材派遣会社へは、資格のある方、ない方、両方、お願ひしている。</p> <p>市の募集状況では、資格のある方の応募は少ない。ほとんどないと言つていいぐらいである。資格のない方については、月に、数件ぐらい問い合わせがあり、その都度、対応している。</p> <p>勤務日数時間は、3時から7時ぐらいということもあり、夕食時に重なることから、毎日働くことを妨げ、勤務日の割に人数を多く抱えて、週1日や2日勤務の方が多いのが現状となっている。</p> <p>発達障害や、落ち着きのない子の対応が現場に増えているため、支援員の方も対応は苦慮している。より対応が必要な状況であれば、職員1名配置している。人材が集めきれていない現状にすることから、来年度からはすべての児童クラブを民間委託することで、今事務を進めている。今後プロポーザルで適切な業者を選定し、8年の4月から、民間委託で進めることを予定している。</p> <p>また、人員不足の対応として、ICTの導入による利便性の向上や、</p>

	1つの教室に3人配置するように考えている。
委員	場所は学校か。
子ども福祉課	七宝地区は、全学校を使用しているが、美和地区は正則小だけ、他は児童館、甚目寺地区は甚目寺小と南小の一部や児童館を使用し、トータル半分ぐらいになる。
委員	学校使用に問題はないか。
子ども福祉課	先生方が協力的で理解もあって、使用させていただいている。今年度、正則小学校では、コンピューター室を夕方から児童クラブとして使い、改修を進めている。使える教室も特別支援教室等が増えている状況にあるが、いろいろとお願いをしながら対応している。
委員	児童クラブが始まる時間に高学年が授業をしているが問題はないか。
子ども福祉課	現状の5校は、難しいとは伺ってはいない。ただ運営の中で、新たな設置のお話させていただくと、懸念がある旨を聞くことはある。
委員	不登校の場所として、甚目寺地区は甚目寺会館のビリーブ。美和、七宝地区については、学校で行っているのか。
学校教育課	校内教育支援という形で、登録教室を居場所づくりとして、利用している。その日の朝に、一日の計画を立てるところから始まり、学校にいられる時間を少しでも長くする趣旨で実施している。七宝中では、改善が見られたため、今年度から美和中学校と七宝北中学校に心医を配置する。甚目寺地区では教室の空きがなく、今年度開設には至っていないが、開設に向けて調整している。
委員	コロナの影響があるのか。
学校教育課	やはり不登校の要因は人それぞれ理由があり、例えば朝起きられないとか、昼夜逆転、家庭の問題、人間関係、先生に対する不信感等も報告として上がっている。いろんな要因がある中、簡単に解決できることを踏まえ、本課も不登校の問題を一番に考え、対策について今後も検討していきたいと考えている。
委員	全国レベルで少し多いとのことだが。
学校教育課	全国の数値として、小学校においては2.2%、中学校におきましては7%であり、令和5年度で比較すると、本市では小学校で3.77%、中学校が8.01%となっているため、高い傾向にある。
委員	津島市が2ヶ所、ビリーブみたいな場所を作つて対応している。学校内の施設に、もう1つ施設ができないのか。

学校教育課	教育相談センターの増設は、公共施設の再配置計画という、公共施設の20%削減計画や学校の大半が老朽化している中、甚目寺会館から移転の予定がある。その移転の際、甚目寺地区だけではなく七宝地区にも開設できないか検討をしている。現状、適切な施設や既存の公共施設を複合化していくにしても、難しい状況があり、増設するにしても、スタッフの確保を必要とする等、今の段階では複数ヶ所の開設が実現していない。
委員	5つの中学校すべて職場体験を実施しているのか。
学校教育課	全校実施ている。 職場体験する場所を個々の学校から依頼している。
委員	キャリア教育は、中学2年生だけでなく、小学校1年生からキャリア教育のプロセスがあることを聞いて、これは大変だなと思うと同時に大事なことと思う。中学2年生の職場体験を集大成として仕上げるようなキャリア教育のプロセスというのを学校として構築していると思うが、教育委員会としても、進めていくように、指導していただきたい。
学校教育課	中学校2年生の職場体験は、発表等も行い、集大成とさせていただいている。ご意見ありがとうございます。
委員	人権施策推進審議会の事業実績と実施計画の評価方法について、現状100ページ余りある事業の確認作業が必要で事業項目が多い状況にある。男女共同参画審議会は、200ぐらいある事業の中で28選択し、A4サイズの特別評価シートにて評価している。シート自体もとても見やすく、私たちがチェックする際にも、負担が減るメリットがあると思う。 あと、ハッピートーク勉強、池崎先生を講師に参加した。調べると、学校での現場教養教育現場とか、シルバーカレッジなどでも、この先生の講座を開いていた。以前から実施され、本市にも、大分浸透していると感じた。あま市のホームページでは、市長公約に幸せなことば条例（仮）の制定目標が書いてあった。市長のSNSを拝見し、小中学生の児童が考えた幸せキャッチフレーズが紹介されている。このハッピートークを施策につなげ、条例制定も含めて、今後審議会に諮る予定があるのか教えてほしい。
人権推進課	一点目として、これまで、事業評価の手法について、審議会の中でご指摘をいただいてきた。その中で、男女共同参画や人権政策推進審議会の評価方法について見直しを行い、現状となっている。担当それぞれの考え方で、評価方法の見直しをしたことによって、手法が

	<p>分かれてしまった状況がある。双方のメリットデメリットを踏まえ、来年度の計画の見直しと同時に、検討していく。</p> <p>二点目として、市長公約の幸せの言葉条例（仮）は、今年度、上程する予定である。この取り組みは、人権施策につながる一方、人権問題は非常に重たく、ネガティブ的な視点にポジティブ的な視点が加わるため、前文等条例の意義を慎重に考えていく必要がある。人権条例と重複しないように検討している。当初、本審議会に諮ることを考えていたが、市長を本部長とする人権施策推進本部会議で市長の公約でもあるため、その中で諮って進めていくことを考えている。制定の際は、報告させていただく。</p>
委員	<p>何年か人権の政策の推進審議会に携わらせて感じることとして、多岐にわたる政策のすべてを審議することに疑問を感じる。</p> <p>人権まちづくり条例に基づく全ての施策に、参加人数も大事であるが、プロセスについて、本当にしっかりと評価することは、正直できるとは思えない。人権の部分が考慮された上での事業計画なのか、間違わないための、審議会だと思っている。今後、様々な事業が多岐に渡る中で、条例とか法を踏まえ、しっかりと取り組まなければ、審議会委員として、私たちの関り方が、難しくなると感じます。</p>
人権推進課	<p>人権かかる法律は、国が制定している中で、自治体もハラスメント条例等、1つ1つの個別の人権課題に対して条例ができるという状況にあります。そういった中で計画の見直しを進め、計画にある事業を全て吸い上げ審議いただいている。取り上げる事業内容や実績評価報告の手法についても計画の見直しの際、手法を提案をさせていただき、委員からの意見を伺いながら、進めていきたい。</p>
<b>議題（3） その他について</b>	
事務局	<p>市民講座の案内</p> <p>市民意識調査についての意見について報告</p>
委員	<p>市民意識調査についての指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合差別の設問検討と複合差別の説明を加える</li> <li>・パートナーシップ、ファミリーシップ制度を作るの記載について ⇒制度を作るから円滑な運営を図るとする</li> <li>・令和2年度調査の変更点は? ⇒原則、先回の質問を踏襲、県の意識調査を参考としている</li> <li>・20歳の記載⇒18歳へ</li> <li>・学歴の不問（削除）</li> <li>・結婚の有無（削除）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンコンシャスバイアスについて</li> <li>・マイクロアグレッションについて</li> <li>・記述の統一</li> <li>・誘導するような誤解を招く回答の文脈を見直す</li> <li>・相談に関する質問回答に電話相談（人権擁護委員）など記載</li> </ul>
事務局	委員から戴いたご意見を参考に調査票の内容を再検討していくたい。
市民生活部長	会長をはじめ委員の皆様には長時間の審議にご協力いただき、感謝申し上げる。委員からの意見は行政に生かしていく方針である。人権は各部署で日常業務の中で意識し、実践していくことをしっかりと受け止め行政に生かしていきたい。